

-中芸消防本部からのお知らせ-

火災予防条例が改正されました

令和8年1月1日から

林野火災注意報・林野火災警報の運用開始！

岩手県大船渡市で発生した林野火災では、森林約3,370haと住宅90棟が焼失する大きな被害が発生しました。

この火災を教訓に、林野火災注意報や林野火災警報を適切に発令することで火災予防の効果を高めるため、中芸広域連合火災予防条例の一部を改正しました。



1. 林野火災注意報・警報について

林野火災注意報

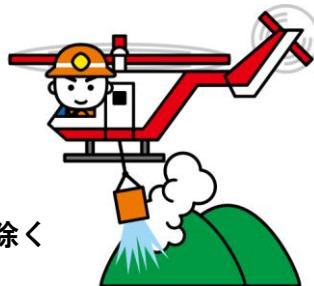
気象状況から林野火災の危険があると判断した場合には、「林野火災注意報」を発令します。この注意報が発令された区域では、火災予防条例第29条で定める「火の使用制限」についてご協力（努力義務）をお願いすることになります。

【注意報発令基準】

1月から5月において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計雨量が30mm以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合を除く



林野火災警報

林野火災の危険性が高まった場合は「林野火災警報」を発令します。この警報が発令された区域では、火災予防条例で定める「火の使用制限」を必ず守っていただく（義務）ことになります。

【警報発令基準】

1月から5月において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

2. 火災予防条例第29条の「火の使用制限」

- (1) 山林や原野などで火入れをしないこと
- (2) 煙火（花火）をしないこと
- (3) 屋外で火遊びやたき火をしないこと
- (4) 屋外で引火性・爆発性の物品や、その他燃えやすいものの近くで喫煙しないこと
- (5) 山林や原野など、火災の恐れがある場所で喫煙をしないこと
- (6) 火の始末を確実にすること（たばこの吸殻、灰、火の粉など）

※火の使用制限（努力義務を含む）対象区域にあつては、中芸地区全域となります

3. 制限に従わなかった場合の罰則規定

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ罰則の伴わない努力義務を課すものとなっています。

一方で、林野火災警報は「火の使用制限」に義務が課されるため、違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。



4. 消防署への届出について

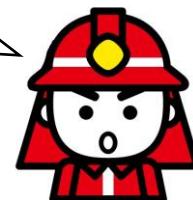
火災予防条例第45条の規定により、たき火を含む火災とまぎらわしい行為については届出が必要となっています。煙が発生する火の取り扱いを行う場合は、火災と間違わないためにも、必ず中芸消防署までお知らせください。

※農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ない場合の焼却についても、届出が必要です。



林野火災注意報・警報が発令された場合は、中芸消防署や消防団による地区内の巡回広報、防災行政無線などでお知らせしますので、火災予防にご協力をお願いいたします。

中芸地区は約92%が山林で、すべての町村が山林でつながっています。林野火災はどこでも起こる可能性があります。火の取り扱いには十分注意し、地域みんなで林野火災予防に取り組みましょう！



【お問い合わせ】 中芸広域連合消防本部 警防・予防係

(TEL) 0887-38-2643